

千葉市新港学校給食センター
維持管理運営長期包括事業

入札説明書

令和6年4月30日

千葉市

目 次

第 1	用語の定義	1
第 2	本書の位置付け	2
第 3	事業概要	3
1	事業内容に関する事項	3
第 4	入札に関する条件等	8
1	入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
2	入札に関する留意事項	10
第 5	事業者の募集・選定スケジュール等	12
1	事業者の募集・選定スケジュール	12
2	募集及び選定の手続き等	12
第 6	提案に関する条件	16
1	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する条件	16
2	施設の維持管理・運営業務に関する提案の条件	16
3	事業計画に関する提案の条件	16
4	入札価格	16
5	入札保証金	17
第 7	落札者の選定方法等	18
1	選定方法	18
2	審査の手順及び方法	18
第 8	落札者決定後の手続	19
1	基本協定の締結	19
2	S P C の設立	19
3	運営包括委託契約の締結	19
4	契約保証金	19
5	保険	19
6	リスク管理方針	19
第 9	その他事業の実施に関し必要な事項	21
1	本事業に関する問合せ先	21
別紙 1	事業スキーム図	22
別紙 2	委託料の支払方法	23
1	委託料の構成	23
2	委託料の算定方法等	23
3	委託料の支払方法	25
4	委託料の改定	25
別紙 3	モニタリング及び委託料の減額等	30
1	モニタリングの種類と方法	30

2	モニタリングの結果の分類.....	31
3	是正勧告に対する事業者の対応.....	34
4	サービス対価の減額.....	34

第 1 用語の定義

本入札説明書で使用する用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、「用語の定義」において定められた意味を有する。

【用語の定義】

用語	定義
①市	千葉市をいう。
②本事業	「千葉市新港学校給食センター維持管理運営長期包括事業」をいう。
③事業者	本事業について市と委託契約を締結し、実施する民間事業者をいう。
④本件施設	本事業を行う千葉市新港学校給食センターの建築本体、建築設備、調理設備、付帯設備、植栽・外構等を含むすべての施設をいう。
⑤1期事業	現在、本件施設で実施されている「千葉市新港学校給食センター整備事業」をいう。
⑥1期事業者	1期事業について市と委託契約を締結し、実施している民間事業者（株式会社千葉新港学校給食サービス）をいう。
⑦入札説明書等	入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、運営包括委託契約書（案）（以下「委託契約」という）をいう。
⑧入札参加者	本事業に入札する企業又は企業グループをいう。
⑨SPC	本事業を実施するために設立する特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
⑩構成員	SPCに対して出資し、SPCが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
⑪協力企業	SPCに対して出資せず、SPCが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
⑫運営企業	本事業の運営を行う企業をいう。
⑬調理設備企業	本事業の調理設備の修繕及び保守管理を行う企業をいう。
⑭維持管理企業	本事業の維持管理を行う企業をいう。
⑮その他企業	その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業をいう。
⑯代表企業	入札参加者の構成員の中から代表となる企業をいう。
⑰落札者	本事業の実施にかかる総合評価一般競争入札の方法により選定された入札参加者をいう。
⑱保守※	点検の結果に基づき初期の性能及び機能を維持する目的で、建築物等（設備・外構を含む）の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業（分解整備を含む）を行うことをいう。
⑲修繕※	建築物等（設備・外構を含む）の部分的（又は全体数の一部）に劣化した部位・部材及び機器の性能・機能を、原状の状態まで回復させることをいう。

※国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「平成31年度版 建築物のライフサイクルコスト第1版」（発行：一般財団法人建築保全センター）の定義に基づく。

第2 本書の位置付け

本入札説明書は、千葉市が「千葉市新港学校給食センター維持管理運営長期包括事業」を実施するに当たり、入札参加者を対象に公表するものである。

なお、次の文書は、本入札説明書と一体のものである。したがって、提案書の作成に当たっては、入札説明書等を熟読のうえ、漏れの無いように努めること。また、実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答と、入札説明書等との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規程が優先するものとし、入札説明書等と入札説明書等に関する質問に対する回答との間に異なる点がある場合には、入札説明書等に関する質問に対する回答の規定が優先するものとする。

- ・ 要求水準書
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 運営包括委託契約書（案）

第3 事業概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

千葉市新港学校給食センター維持管理運営長期包括事業

(2) 事業の対象となる公共施設の名称

千葉市新港学校給食センター

(3) 事業の対象となる公共施設の管理者

千葉市長 神谷 俊一

(4) 事業の目的

本件施設は平成22年10月にPFI事業として供用開始しており、令和7年9月末に事業期間の15年が終了する予定である。PFI事業期間の終了後については、引き続き市内の中学校等への給食提供を行う学校給食センターの機能が必要であることから、本件施設を継続的に使用していく方針である。

本事業では、PFI事業期間に引き続き、民間事業者の創意工夫等を活用し財政負担の縮減を図りつつ安全安心な学校給食を提供することを目的とする。

(5) 事業の内容

本事業は、次の事業内容とし、詳しくは要求水準書に示す。

ア 事業方式

本事業は、施設の維持管理・運営を包括的に実施する長期包括委託により実施する。

イ 事業実施スケジュール

事業実施スケジュールは次のとおり予定している。

時期	内容
令和7年1月中旬	基本協定の締結
令和7年2月下旬	契約の締結
令和8年4月	本事業の維持管理・運営の開始
令和18年3月	事業期間終了（維持管理・運営期間10年間）

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	…	令和 17年度
1期事業	維持管理・運営					
本事業		引継等	維持管理・運営			

※令和7年10月から令和8年3月までは1期事業者による維持管理・運営を想定

ウ 事業者の業務範囲

- (ア) 引継等業務
 - a 引継業務
 - b 配送車調達業務
 - c 各種備品の確認、調達業務
 - d 研修等業務
- (イ) 運營業務
 - a 給食提供準備業務
 - b 調理等業務
 - c 配送・回収業務
 - d 洗浄・残滓等処理業務
 - e 衛生管理業務
 - f 各種備品保守管理業務
 - g 食育支援業務
 - h 事業終了時の引継業務
- (ロ) 維持管理業務
 - a 建築物保守管理業務
 - b 建築設備保守管理業務
 - c 調理設備保守管理業務
 - d 外構等保守管理業務
 - e 清掃業務
 - f 警備業務
 - g 修繕更新業務
 - h 事業終了時の引継業務

エ 事業者の収入

事業者の収入は次のとおりとする。詳しくは別紙2に示す。

- (ア) 市が支払う委託料

上記ウに示す各業務を行うことに対して、市は事業者に委託料を支払う。

委託料は、物価変動があった場合には、契約に従って改定することがある。また、事業者の契約の履行状況により、市は事業者を支払う委託料を減額又は停止することがある。

(6) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり、必要な法令、要綱、各種基準等を遵守することとする。下記に示すものは参考とする。

ア 法令等

- ・学校教育法
- ・学校給食法
- ・学校保健安全法
- ・食品衛生法
- ・道路交通法
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・工場立地法
- ・消防法
- ・水道法
- ・下水道法
- ・大気汚染防止法
- ・騒音規制法
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・水質汚濁防止法
- ・土壌汚染対策法
- ・振動規制法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- ・警備業法
- ・労働安全衛生法
- ・景観法
- ・各種の建築関係資格法・業法・労働関係法
- ・千葉県福祉のまちづくり条例

- ・千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例
- ・千葉市環境基本条例
- ・千葉市環境保全条例
- ・千葉市下水道条例
- ・千葉市食品衛生法施行細則
- ・その他関連法令、条例等

イ 要綱・各種基準等

- ・学校給食衛生管理基準
- ・大量調理施設衛生管理マニュアル
- ・学校給食調理場における手洗いマニュアル
- ・調理場における洗浄・消毒マニュアル Part 1・Part 2
- ・調理場における衛生管理&調理技術マニュアル
- ・学校給食調理従事者研修マニュアル
- ・学校給食事業における安全衛生管理要綱
- ・学校環境衛生基準
- ・建築工事安全施工技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・建設副産物適正処理推進要綱
- ・建築設計基準及び同解説
- ・建築物の構造関係技術基準解説書 2020 年版
- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・建築工事監理指針
- ・電気設備工事監理指針
- ・機械設備工事監理指針
- ・建築工事標準詳細図
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築設備数量積算基準
- ・建築保全業務共通仕様書
- ・建築保全業務積算基準、同要領
- ・官庁施設の基本的性能基準及び同解説

- ・官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・千葉市公共施設等緑化推進要綱
- ・千葉市工場等緑化推進要綱
- ・千葉市建築物の環境配慮に関する要綱
- ・千葉市土壌汚染対策指導要綱
- ・その他の関連要綱及び各種基準等

第4 入札に関する条件等

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

本事業の入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、次に掲げる企業を含むグループにより構成されるものとする。

- (ア) 運営企業
- (イ) 調理設備企業
- (ウ) 維持管理企業

その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業の参加を認めるものとする。

イ 入札参加者は、構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成員及び協力企業の企業名、並びにそれらが携わる業務について明らかにするものとする。

ウ 入札参加者は、構成員の中から代表となる企業を代表企業として定めることとし、当該代表企業が入札手続き等を行うこととする。

エ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

オ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

カ 構成員及び協力企業が上記(1)アに掲げる企業のいくつかを兼ねることを可能とする。

キ 入札参加者の構成員は、SPCから受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知することとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる知識及び経験を有していること。

ウ 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されていること。

※入札参加資格者名簿への登録については、随時申請を受け付けているが、申請時期により登載日が異なる。本事業に参加を希望する者は参加表明書提出期間の最終日時点で資格者名簿に登載されていること。

エ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で運營業務を実施する場合、全ての企業が(ア)の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

(ア) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

※「相当の知識を有している者」とは、HACCP対応施設（HACCPの認証を取得した施設をいう。以下同じ。）の実施設設計の完了または運営した実績、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの民間調理施設の実施設設計の完了または運営した実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する審査員資格等を有する者をいう。以下同じ。

(イ) ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設（健康増進法第20条に定める特定給食施設）の調理業務を行った実績を有していること。

オ 調理設備企業は、次の要件を満たしていること。

(ア) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

(3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領又は千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を受けている者。

ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者。

オ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告がなされている者。

カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立てがなされている者。

キ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間経過しない者又は提案書提出前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。

ク 直近1年分の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。

ケ 千葉県暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者。

コ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者。

サ 本事業のアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

パシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都千代田区神田錦町3-22）

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（東京都千代田区大手町1-1-2）

(4) 参加資格要件の確認及び失格要件

参加資格要件確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。

参加資格要件の確認後、契約締結までの期間に、入札参加者が上記(1)～(3)の要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議を行う。

2 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札説明書等に記載された内容を承諾のうえ、入札に参加すること。

(2) 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 使用言語、単位及び時刻

本事業の入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 公正な入札の確保

入札にあたって、入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合、市は契約の解除等の措置をとることがある。

(5) 提出書類の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は入札参加者に帰属するものとし、市は、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定された落札者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、入札参加者からの提出書類については返却しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 参加資格要件のない者が行った入札
- イ 委任状を提出しない代理人による入札
- ウ 提案事項を記載しない入札又は一定の数字をもって金額を表示しない入札
- エ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- オ 入札参加者の記名押印のない入札
- カ 提案書の内容が不明確なもの
- キ 入札に関し不正の行為があったもの
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 市の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札を辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を、本事業の入札にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

第5 事業者の募集・選定スケジュール等

1 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールを次のとおり予定している。

日程	内容
令和6年4月30日(火)	入札説明書等の公表
令和6年5月13日(月) ～5月20日(月)	入札説明書等に関する質問(第1回)の受付
令和6年6月14日(金)	入札説明書等に関する質問(第1回)に対する回答・公表
令和6年6月20日(木) ～6月24日(月)	参加表明書及び参加資格確認申請書の受付
令和6年7月1日(月)	参加資格審査結果の通知
令和6年7月2日(火) ～7月8日(月)	入札説明書等に関する質問(第2回)の受付
令和6年8月2日(金)	入札説明書等に関する質問(第2回)に対する回答・公表
令和6年9月3日(火) ～9月6日(金)	入札書及び提案書の受付
令和6年11月上旬	提案に関するヒアリング
令和6年11月下旬	落札者の決定及び公表
令和7年1月中旬	基本協定の締結
令和7年2月下旬	契約の締結

2 募集及び選定の手続き等

(1) 入札説明書等に関する質問(第1回)の受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和6年5月13日(月)午前9時～5月20日(月)午後5時

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式1に記入のうえ、E-mailに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Excel形式)を添付して提出すること。なお、提出者は電話にて市が受領したことを確認すること。

提出先 千葉市教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課

E-mail kyushoku@city.chiba.lg.jp

電話 043-245-5942(平日の午前9時から午後5時)

(2) 入札説明書等に関する質問への回答(第1回)の公表

提出された入札説明書等に関する質問(第1回)への回答は、令和6年6月14日(金)までに市のホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

市ホームページ:

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/06shinminatot>

(3) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

下記イに示す書類を「様式集」に従い作成し、市へ持参により提出すること。

ア 受付日時

令和6年6月20日(木)～6月24日(月)(平日の午前9時から午後5時)

イ 参加資格確認申請に関する提出書類

様式2 参加資格確認申請に関する提出書類(表紙)

様式3 参加表明書

様式4 グループ構成企業一覧

様式5 グループ構成企業連絡先一覧

様式6 委任状(代表企業)

様式7 委任状(受任者)

様式8 参加資格確認申請書

様式9-1～9-3 参加資格申請調書

※ 参加資格確認申請に関する提出書類は、様式2を上にして様式番号順に様式2～9を並べて一括して左綴じし、正本1部、副本2部の合計3部を提出すること。

※ 提出した書類の返却は行わない。

※ 捺印が必要な様式の印については、市の登録印とすること。

ウ 提出先

千葉県教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟10階

エ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、令和6年7月1日(月)までに入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。この際、提案者番号等を併せて通知するので、提案書の作成に用いること。なお、参加資格が認められた入札参加者名及び入札参加者数については公表しない。

(4) 入札説明書等に関する質問(第2回)の受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和6年7月2日(火)午前9時～7月8日(月)午後5時

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式1に記入のうえ、E-mailに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Excel形式)を添付して提出すること。なお、提出者は電話にて市が受領したことを確認すること。

提出先 千葉市教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課
E-mail kyushoku@city.chiba.lg.jp
電 話 043-245-5942 (平日の午前9時から午後5時)

(5) 入札説明書等に関する質問への回答の公表

提出された入札説明書等に関する質問(第2回)への回答は、令和6年8月2日(金)までに市のホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

市ホームページ:

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/06shinminatotyoukihoukatu.html>

(6) 入札書及び提案書の受付

下記イに示す書類を「様式集」に従い作成し、市へ持参により提出すること。

ア 受付日時

令和6年9月3日(火)～9月6日(金)(平日の午前9時から午後5時)

イ 提出書類

(7) 入札及び提案に関する提出書類

様式10 入札書類提出書

様式11 入札書

様式12 入札価格内訳書

様式13 業務要求水準に関する誓約書

(i) 提案書

様式14 提案書(表紙・目次)

様式15-1～15-7 運營業務に関する提案

様式16-1～16-5 維持管理業務に関する提案

様式17-1～17-5 事業計画に関する提案

(ii) その他提出書類(※必要な場合に使用すること)

様式18 参加資格がないとされた理由の説明要求書

様式19 辞退届

※ 入札及び提案に関する提出書類は、様式10～13により提出すること。様式10～13はそれぞれ1部ずつ提出し、様式11(入札書)及び様式12(入札価格内訳書)は、グループの代表企業の商号又は名称及び件名を記載した封筒に封かんの上で提出すること。

※ 提案書は、様式14～17により提出すること。様式14～17はバインダー左綴じとし、正本1部、副本8部の合計9部を提出すること。また、様式ごとにインデックスを付けること。

※ 様式14～17は提案書と同一内容のデータをCD-ROMに保存して2部提出す

ること。データは、「様式集 第3 提出書類一覧」にファイル形式が Excel と記載されたものについては、Excel ファイル(可能な限り計算式を残すこと。)で、Word と記載されたものについては、Word ファイル又は PDF ファイルで保存すること。なお、検索機能が利用できる形式でデータ化を行うこと。

※ 副本はコピーとすることを認める。

※ 提出した書類の返却は行わない。

※ 捺印が必要な様式の印については、市の登録印とすること。

ウ 提出先

千葉市教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟10階

(7) 提案に関するヒアリング

提案書の内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを令和6年11月上旬に実施する。詳細については、追って通知する。

(8) 落札者の決定・公表

提出された提案書類について、総合的な評価を行い、選定委員会の審査を経て落札者を決定する。審査結果及び落札者については、速やかに入札書及び提案書の提出者に通知するとともに、令和6年11月下旬に公表する。

第6 提案に関する条件

1 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する条件

(1) 立地条件

項目	内容
住所	千葉県美浜区新港 62 番地 敷地面積：6,635.39 m ²
施設規模	最大提供食数：10,000 食／日 配送校：20 校（令和 5 年度） 令和 5 年度実績：8,228 食／日程度（令和 5 年 12 月 1 日現在） 延床面積：合計 4511.84 m ² （内、容積対象外床面積 21.46 m ² ） 建築面積：合計 3596.0 m ²
主要施設	施設本体（給食エリア、事務エリア）、付帯施設（駐車場、駐輪場、資源物置場等、除害施設等）

2 施設の維持管理・運營業務に関する提案の条件

本件施設の維持管理・運營業務については、「要求水準書」及び「様式集」に従い、提案書を作成すること。

3 事業計画に関する提案の条件

事業計画については、「様式集」及び次の事項に従い、提案書を作成すること。

(1) 委託料

市は、事業者から提供されたサービスの対価として委託料を支払う。支払方法の詳細については、別紙 2 を参照すること。

(2) 物価変動等による委託料の改定

委託料の改定の詳細については、別紙 2 を参照すること。

(3) 委託料の減額等

市は、モニタリングを行い、入札説明書等で定められた要求水準が満たされていない場合は、委託料の減額等を行うことができる。モニタリングの考え方・手法等の詳細については、別紙 3 を参照すること。

4 入札価格

(1) 入札価格の算定方法

市が支払う委託料の合計金額を入札価格とすること。

(2) 予定価格

5, 188, 279千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

5 入札保証金

入札保証金は免除する。

第7 落札者の選定方法等

1 選定方法

入札者の募集及び落札者の選定に当たっては、公平性、透明性の確保の観点及び適正なコストで良質な公共サービスを提供できる事業者を広く募集するため、総合評価一般競争入札により行う。詳しい審査方法については落札者決定基準を参照すること。なお、市は審査にあたり学識経験者より意見聴取を行う。

2 審査の手順及び方法

(1) 入札参加資格審査

市は参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者の代表企業に通知する。

(2) 提案審査

「落札者決定基準」に従って、提案書を総合的に審査・評価する。

(3) 審査項目

審査項目は「落札者決定基準」に示す。

(4) 審査結果

市は、落札者の決定を行い、その結果を市ホームページ等で公表する。

なお、市は、最終的に入札参加者がいない場合または落札者にふさわしいものがない場合には、落札者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

第8 落札者決定後の手続

1 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後速やかに基本協定を市と締結する。

2 S P Cの設立

- (1) 本事業を実施することとして選定された落札者は、契約締結までに本事業を実施することを目的に、基本協定に基づき、会社法に定める株式会社としてS P Cを千葉市内において設立するものとする。
- (2) 落札者の全ての構成員はS P Cへ出資することとし、構成員以外のものがS P Cへ出資することは認めない。
- (3) 落札者の構成員のうち代表企業については、S P Cに出資する全ての企業の中で最大出資比率となるようにすることとする。
- (4) S P Cに出資する全ての企業は、本事業の契約が終了するまでS P Cの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

3 運営包括委託契約の締結

落札者は、設立したS P Cをもって市と委託契約を締結する。

4 契約保証金

契約保証金は、年間委託料の100分の10以上の金額を各事業年度の開始までに納めるものとする。なお、契約保証金の免除等については、委託契約の規定に従う。

5 保険

S P Cは本事業に関連する保険に加入することとする。詳細については、運営包括委託契約書（案）を参照すること。なお、市は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入する予定である。

6 リスク管理方針

(1) 基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すことを基本とする。施設の維持管理・運営における責任は原則としてS P Cが負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスク分担

市とSPCのリスク分担については、運営包括委託契約書（案）に示すとおりである。なお、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第9 その他事業の実施に関し必要な事項

1 本事業に関する問合せ先

本事業の担当部署は、次のとおりである。

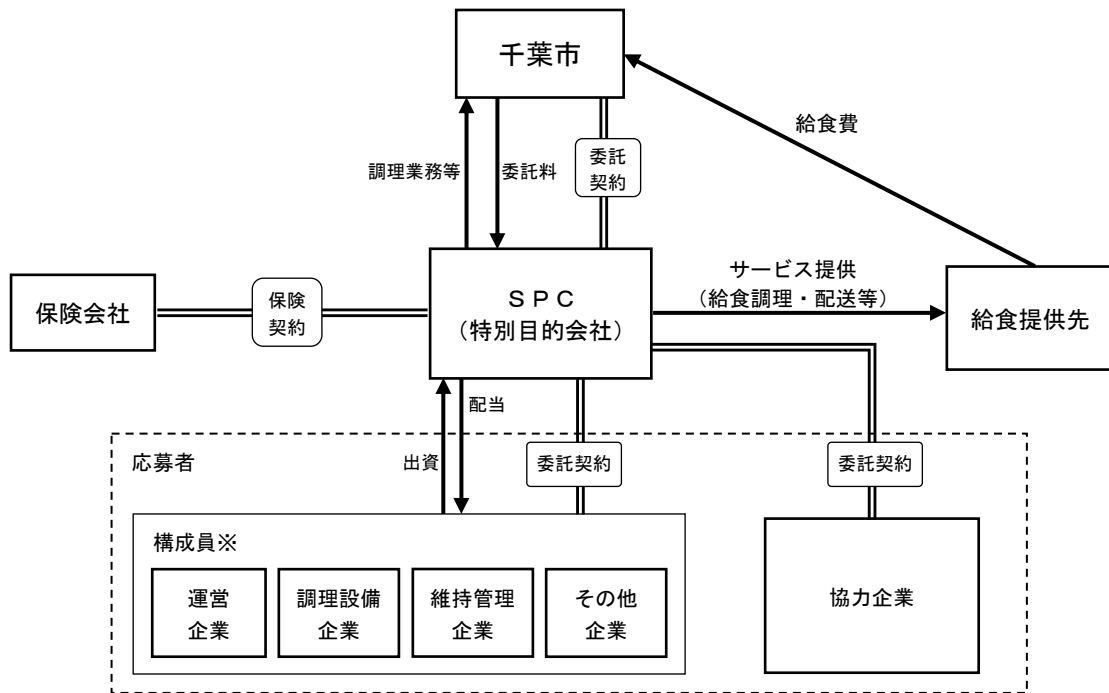
千葉市教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課

〒260-8722 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟10階

電話 : 043-245-5942 / FAX : 043-245-5982

E-mail : kyushoku@city.chiba.lg.jp

別紙1 事業スキーム図



※運営企業、調理設備企業及び維持管理企業が必ず構成員になることを求めるものではない。

別紙 2 委託料の支払方法

1 委託料の構成

委託料の構成については以下のとおり。

費用項目	対象業務
委託料 A (引継等業務費)	・維持管理・運営事業開始までに必要となる引継等業務に係る費用
委託料 B (維持管理・運営業務費 (固定料金))	下記業務に係る費用のうち、提供食数に応じて変動しない費用。 ・維持管理業務 (修繕更新業務に係る費用を除く)・運営業務 (想定される費用 (参考)) 施設・設備等の保守管理費、清掃、警備、配送等の提供食数に関係なく必要な人件費、車両の調達費、光熱水費、SPC の運営経費等
委託料 C (維持管理・運営業務費 (変動料金))	下記業務に係る費用のうち、提供食数に応じて変動する費用。 ・維持管理業務 (修繕更新業務に係る費用を除く)・運営業務 (想定される費用 (参考)) 調理に係る人件費、光熱水費、残滓処理費等
委託料 D (修繕更新費)	・修繕更新業務に係る費用

2 委託料の算定方法等

(1) 委託料の算定方法

費用項目	算定方法
委託料 A (引継等業務費)	・引継等業務に係る費用を提案すること。
委託料 B (維持管理・運営業務費 (固定料金))	・対象業務に係る 10 年間に必要な費用を算定すること。 ・各年度、一律の金額となるように算定すること。 ・入札価格は 10 年間分の合計費用を見込むこと。
委託料 C (維持管理・運営業務費 (変動料金))	・変動料金は、各期における合計の提供食数 (後述(2)「提供食数」を参照のこと。) に対し、応募者が提案する 1 食単価を乗じた額とする。 ・応募者は 1 食あたりの単価を提案し、応募価格は「提供食数」を掛け合わせた 10 年分の費用を見込むこと。
委託料 D (修繕更新費)	・10 年間の間に必要となる修繕更新費を各年度の修繕計画に合わせて提案すること。(支払は提案された各年度の金額を支払う。) ・入札価格は 10 年間分の合計費用を見込むこと。

(2) 提供食数

ア 市による提供対象者数の調整

事業者には過大なリスクを負担させないため、市は、運営期間中に提供する給食数に

ついて、年度毎に調整して要求する。この調整は、当該年度の5月1日時点での対象者数（事業者が給食を提供すべき生徒数と教職員数を合算した数）が7,000食/日以上10,000食/日以下の範囲となるよう配送校の変更等を行い、各年度の開始前（1月末日前後）に事業者へ通知するものである。この調整後にも、イに示すとおり、提供食数の変更の可能性があるが、市は、何れの場合においても原則として10,000食/日を超える要求は行わない。

なお、配送校の変更においては、要求水準書に示している当初の配送校に対し、配送校の学級数及び配送等に要する走行距離が著しく増大しないよう配慮して調整する。

イ 提供食数の決定方法

市が調整した対象者数に対し、生徒等の転出入、モニタリング用給食、事業者職員用給食、見学者用給食及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、市は、事業者に対し提供日の属する月の1か月前までに予定する給食数（以下「予定給食数」という。）を通知する。予定給食数の通知後も、引き続き、前述した変動要因に加え、学級閉鎖、学校行事の日程変更等があるため、市は、事業者に対し給食提供日の3稼働日前（※）（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は、市の休日を除く3日前）までに実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を通知するが、その予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）は200食以内を基本とする。変更給食数が200食を超える場合、事業者は超える部分について応諾しないことが可能である。変更給食数が-200食を下回る場合、予定給食数から200食を減じた食数により、変動料金を算定する。

なお、予定給食数においては、7,000食/日未満の通知もあり得る。なお、施設の年間の稼働日191日程度のうち、学校・学年により、未提供となる日が設定される。

ウ 提供食数と変動料金の算定方法

提供食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係を次に整理する。

表 実際の提供食数と変動費の算定の関連性

変更給食数	提供食数	変動料金の算定基礎となる食数
±200食以内	実施給食数	同左
+200食超	予定給食数+200食+事業者の応諾した食数	同左
-200食超	実施給食数	予定給食数-200食

エ 事業者職員用給食

本事業の対象外であるが、事業者の職員用の給食については、最大100食を市に要請できる。市は、要請食数に応じて給食費（食材費）を徴収する。

3 委託料の支払方法

(1) 委託料Aの支払方法

市は委託料Aについて、令和8年3月の業務終了時に一括で支払う。

市は事業者から委託契約書の規定に従って業務完了に伴う提出書類を受領した場合、受領した翌日から10日以内に委託業務の遂行内容をモニタリングにより確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

事業者は市によるモニタリング確認結果通知を受領した場合、速やかに対象となる「委託料A」に関する金額の請求書を市に対して提出するものとし、市は請求を受けた日から30日以内に事業者に対して支払うものとする。

(2) 委託料B・C・Dの支払方法

市は委託料B・C・Dについて、まとめて、令和8年度上半期を第1回とし、半期ごとに計20回支払う。

市は事業者から委託契約の規定に従って当該期間に係る業務完了に伴う提出書類を受領した場合、受領した翌日から10日以内に委託業務の遂行内容をモニタリングにより確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

事業者は市によるモニタリング確認結果通知を受領した場合、速やかに対象となる半期に相当する「委託料」の請求書を市に対して提出するものとし、市は請求を受けた日から30日以内に事業者に対して「委託料」を支払うものとする。

委託契約が途中で解除された場合には、委託料B（固定料金）については対象期間の日割り計算による。

なお、委託料の支払い時期は以下のとおり。

表 委託料の支払い時期

項目	支払対象期間	支払日
上半期	4月1日～9月30日	・委託料B：請求書受理後30日以内 ・委託料C：請求書受理後30日以内 ・委託料D：請求書受理後30日以内
下半期	10月1日～3月31日	

4 委託料の改定

(1) 物価変動による改定

委託料B・C・Dは、以下のとおり物価変動に基づいて改定させるものとする。改定は毎年度1回とし、当該年度の上半期分から反映させる。なお、委託料Aの改定は行わない。

以下の算定式により改定を行う。

改定率 α は、次のとおりである。

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{X}{Y}$$

ア 使用する指標が物価指数及び建築費指数の場合

X：当該年度の前々年度3月から当該年度の前年度2月までの12か月の数値の平均

Y：当該年度の3年度前の3月から当該年度の前々年度2月までの12か月の数値の平均

イ 使用する指標が千葉県最低賃金の場合

X：当該年度の前年度3月に適用された最低賃金時間額

Y：当該年度の前々年度3月に適用された最低賃金時間額

※X、Y及び改定率 α の計算にあたりそれぞれ小数点第4位以下の端数は、切り捨てるものとする。

① 委託料B（固定料金）

(t年度の委託料B（改定後）の固定料金)

= (((t - 1)年度改定後の)事業者の提案における委託料B（固定料金）) × 改定率 α

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

② 委託料C（変動料金）

(t年度の給食1食当たりの単価（改訂後）)

= (((t - 1)年度改定後の)事業者の提案における委託料C（給食1食当たりの単価）) × 改定率 α

※計算の結果、小数第3位を四捨五入する。

※改定見直し後、委託料Cを算定するにあたり、見直し後の単価に提供食数を掛け合わせた金額について、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

③ 委託料D（修繕更新費）

(t年度の修繕更新費（改訂後）)

= (((t - 1)年度改定後の)事業者の提案における委託料D（修繕更新費）) × 改定率 α

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

(2) 委託料の改定時期等

表 物価変動による見直し時の委託料の改定方法及び改定時期

費用項目	改定費目	物価指標	改定方法
委託料	① 委託料B (人件費、光熱水費除く)	消費者物価指数 (財・サービス分類指数 (全国) の「サービス」)	・毎年度4月1日に、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び当該年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、当該年度の委託料B (人件費、光熱水費除く固定料金) を確定。
	② 委託料C (人件費、光熱水費除く)		・毎年度4月1日に、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び当該年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、当該年度の変動料金に係る1食当りの単価 (人件費、光熱水費除く) を確定。 ・委託料Cとしては、上記の変動料金単価 (人件費、光熱水費除く) に当該年度の各期における合計の提供食数を乗じた額を支払う。
	③ 委託料B (光熱水費：電気代相当分)	消費者物価指数 (都市階級・地方・都道府県庁所在地別中分類指数 (千葉市) の「電気代」)	・毎年度4月1日に、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び当該年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、当該年度の委託料B (固定料金に係る光熱水費) を確定。
	④ 委託料B (光熱水費：ガス代相当分)	消費者物価指数 (都市階級・地方・都道府県庁所在地別中分類指数 (千葉市) の「ガス代」)	・毎年度4月1日に、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び当該年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、当該年度の委託料B (固定料金に係る光熱水費) を確定。
	⑤ 委託料B (光熱水費：上下水道料相当分)	消費者物価指数 (都市階級・地方・都道府県庁所在地別中分類指数 (千葉市) の「上下水道料」)	・毎年度4月1日に、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び当該年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、当該年度の委託料B (固定料金に係る光熱水費) を確定。

⑥ 委託料C (光熱水費:電気代相当分)	消費者物価指数 (都市階級・地方・都道府県庁所在地別中分類指数(千葉市)の「電気代」)	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度4月1日に、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び当該年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、当該年度の変動料金に係る1食当たりの単価(光熱水費)を確定。 委託料Cとしては、上記の変動料金単価に当該年度の各期における合計の提供食数を乗じた額を支払う。
⑦ 委託料C (光熱水費:ガス代相当分)	消費者物価指数 (都市階級・地方・都道府県庁所在地別中分類指数(千葉市)の「ガス代」)	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度4月1日に、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び当該年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、当該年度の変動料金に係る1食当たりの単価(光熱水費)を確定。 委託料Cとしては、上記の変動料金単価に当該年度の各期における合計の提供食数を乗じた額を支払う。
⑧ 委託料C (光熱水費:上下水道料相当分)	消費者物価指数 消費者物価指数 (都市階級・地方・都道府県庁所在地別中分類指数(千葉市)の「上下水道料」)	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度4月1日に、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び当該年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、当該年度の変動料金に係る1食当たりの単価(光熱水費)を確定。 委託料Cとしては、上記の変動料金単価に当該年度の各期における合計の提供食数を乗じた額を支払う。
⑨ 委託料B及びC(人件費のうち社員人件費)	企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」(日本銀行調査統計局)	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度4月1日に、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び当該年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、当該年度の委託料Bの人件費(社員)及び委託料Cの人件費(社員)の単価を確定。
⑩ 委託料B及びC(人件費のうちパート人件費)	千葉県最低賃金(千葉労働局)	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度4月1日に、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び当該年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、当該年度の委託料Bの人件費(パート)及び委託料Cの人件費(パート)の単価を確定。
⑪ 委託料D(修繕更新費)	「建築費指数—都市別指数(東京)—工場:S造—工事原価(一般財団法人建設物価調査会)	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度4月1日に、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び当該年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、当該年度の修繕更新費を確定。

※初年度は見直しを行わないものとする。

※消費者物価指数は消費税が含まれる指数となっているため、消費税率が変更された場合には、その後の算定時に留意すること。

※指標は、落札者の提案を踏まえて、委託契約時に市との協議により変更することも可能である。

※用いている指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなるなどの場合は、その後の対応方法について市と事業者との間で協議して定めるものとする。

(3) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、委託料について、その変更内容に合わせて改定する。

別紙3 モニタリング及び委託料の減額等

1 モニタリングの種類と方法

市と事業者が行う引継等業務及び維持管理・運營業務のモニタリングの種類は、下表のとおりとする。ただし、市が事業者に対して行うモニタリングの方法についての詳細は、事業者によるサービスの提供の方法に依存するため、委託契約の締結後に事業者が策定し市が承認するモニタリング実施計画書において定める。

表 モニタリングの種類と方法

種類	市の行う業務	事業者の行う業務	備考
① 日常モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 業務日誌及び業務水準の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎営業日、自らの責任により日常モニタリング（セルフモニタリング）を行う。 要求水準書に基づき、日報を毎営業日に作成し、市に提出する。 本事業の運営やサービスの提供に大きな影響を及ぼすと判断される事象が生じた場合には、直ちに市に報告し、市の求めに応じて日報等を提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 引継等業務に関しては不要とする。 維持管理業務に関しては日報の市への提出は原則不要とする。
② 定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が提出する月次業務報告書、半期業務報告書又は年度業務報告書に基づき、定期モニタリングを行う。 事業者が作成し提出した各種業務報告書の内容を確認するとともに、必要に応じて施設を巡回し、事前の協議により定めたモニタリング項目に従って、各業務の遂行状況を確認・評価する。 市及び事業者が出席する運営会議において、月次モニタリング結果の報告を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 要求水準書に基づき、月次業務報告書（月ごと）、半期業務報告書（半期ごと）、年度業務報告書（年度ごと）を作成し、市に提出する。 市がモニタリングを実施するに際し、最大限の協力をを行う。 市及び事業者が出席する運営会議を開催し、日常モニタリング、定期モニタリングの結果を報告するとともに、配送校並びに市職員等からの苦情等の発生原因についての検討及び意見交換等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 引継等業務に関しては業務完了報告書を年度業務報告書と同様に扱うものとする。
③ 随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 必要性が認められるとき（施設利用者等からのクレームがあった時や業務改善勧告を行った場合の確認時及び緊 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の事項の確認にあたり、市に対して最大限の協力をを行う。 	

	<p>急時等)には、随時モニタリングを実施する。</p> <p>・施設巡回、業務監視等を行い、事業者の業務実施状況を確認する。</p>		
--	---	--	--

なお、業務現場への立ち入り検査に際しては、契約に別段の定めがある場合を除き、市は事前に事業者を実施日時を通知する。原則として、市は、定期のモニタリングについては、各種業務報告書を受領してから10日以内に行うものとする。随時モニタリングについては、モニタリングの完了から14日以内に、市は事業者へ結果を書面で通知する。

2 モニタリングの結果の分類

(1) 引継等業務の不履行又は不完全履行

市は、モニタリングの結果、引継等業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）があると認められた場合、事業者に対し通知及び是正勧告を行う。

ただし、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の原因が以下のいずれかの事由（以下「是正勧告を行わない理由」という。）にある場合は是正勧告を行わない。

- ・ 予め市の承諾を得た作業等を行った結果、やむを得ず不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合
- ・ 市の責めに帰すべき事由により、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合
- ・ 市職員、生徒の責めに帰すべき事由により、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合
- ・ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合
- ・ 第三者の事由（第三者の責による交通事故など）によって、やむを得ず不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合（ただし、第三者の事由であることの証明は事業者が行う。）

(2) 維持管理・運營業務の不履行又は不完全履行

市は、モニタリングの結果、維持管理業務又は運營業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）があると判断した場合には、事業者に対し通知及び是正勧告を行う。業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）とは、以下に示す状態と同等の事態のことをいう。

表 要求水準未達の分類

基準の分類		維持管理業務		運営業務	
		基準の内容	例示	基準の内容	例示
基準 1 -①: 業務不 完全履 行	レ ベ ル 1	是正しなければ 軽微な影響を及 ぼすことが想定 される場合	給食提供へ支障 が生じる可能性 は少ないもの の、要求水準を 満たすサービス の提供がされて いない場合	是正しなければ 軽微な影響を及 ぼすことが想定 される場合	給食提供へ支 障が生じる可 能性は少ない ものの、要求水 準を満たすサー ビスの提供 がされていない 場合
			その他軽度の業 務未実施がある 場合		その他軽度の業 務未実施がある 場合
	レ ベ ル 2	是正しなければ 重大な影響を及 ぼすことが想定 される場合	給食提供へ支障 が生じる可能性 がある場合	是正しなければ 重大な影響を及 ぼすことが想定 される場合	給食提供へ支障 が生じる可能性 がある場合
			その他業務未実 施がある場合		衛生管理が不十 分である場合 その他業務未実 施がある場合
基準 1 -②: 提供不 全	レ ベ ル 3			給食を一部提供 できなかった場 合	配缶間違いなど により、一部の 献立を生徒が喫 食できなかった 場合
	レ ベ ル 4			指定時間内に給 食を配送できな かった場合	給食開始時刻か ら20分以内に配 送され、生徒が 喫食できた場合
	レ ベ ル 5			給食を提供でき なかった場合	給食開始時刻か ら20分を超えて 配送され、生徒 が喫食できた場 合 生徒が喫食でき なかった場合

基準の分類		維持管理業務		運営業務	
		基準の内容	例示	基準の内容	例示
基準2： 重大な 事象	レ ベ ル 6	重大な事象と認められる場合	維持管理業務の不備による衛生状態の欠陥等により重大な影響を及ぼす事態の発生	重大な問題が発生した場合	異物混入等により疾病者が発生した場合
			維持管理業務の故意の放棄（要求水準未達状態の長期間の放置を含む）		業務遂行中の安全不備等により人身事故が発生し、死者又は重症者が発生した場合
	非常時又は災害時の防災設備の非稼働				
	警備業務の不備に起因して侵入者が起こした重大な人身事故・犯罪の発生				
		市の指示に従わない、故意に市との連絡を行わない等			
	レ ベ ル 7			非常に重大な問題が発生した場合	異物混入等により死者が発生した場合 食中毒の発生

市は、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）が判明してから7日以内に当該不履行のレベルを判断し、事業者に対し通知及び是正勧告を行う。

ただし、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の原因が「是正勧告を行わない理由」に該当する場合は、是正勧告を行わない。

3 是正勧告に対する事業者の対応

事業者は、原則として是正勧告を受けた日から3日以内に、当該不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書（以下「改善計画書」という。）を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。また、改善を実行する期日は、原則として改善計画書の提出日から5日以内とする。ただし、市は、改善計画書の提出及び改善を実行する期日を、是正勧告及び改善計画書の内容に応じて早め、又は遅らせることができる。なお、市は、改善を実行する期日後、業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認し、改善がなされていないと判断した場合、事業者に対して再度の是正勧告を行うことができ、その後も同様とする。

4 サービス対価の減額

市は、事業者には是正勧告を行った場合、以下の通り減額ポイントを計上する。計上された減額ポイントを加算し、半期ごとの減額ポイントが一定値に達した場合には、事業者に支払うサービス対価の減額を行う。ただし、不履行が市の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令変更による場合には、減額ポイントを計上しない。

(1) 引継等業務

市は、引継等業務段階において、事業者が実施すべき業務を履行していないと判断した場合、一定の経過措置を経た後、事業者へ支払うサービスの対価のうち、該当する業務に相当する対価を減額する。

(2) 維持管理・運營業務

ア 減額ポイント

維持管理・運營業務については、「別紙3 2(2)」のレベルに基づき、以下の基準1-①、基準1-②、基準2に記載のポイントが減額ポイントとして適用する。

表 基準1-①：業務不完全履行の場合

レベル	減額ポイント
レベル1：是正しなければ軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	1
レベル2：是正しなければ重大な影響を及ぼすことが想定される場合	2

※2回目の是正勧告の場合は上記の減額ポイントの2倍、3回目の是正勧告の場合は上記の減額ポイントの3倍を加算し、その後も同様に是正勧告の回数で乗じた減額ポイントを加算する。

表 基準1-②：提供不全の場合

影響を受けた給食数の割合※	減額ポイント		
	レベル3 (一部未提供の場合)	レベル4 (遅配の場合)	レベル5 (未提供の場合)
1%未満(0%を含まず)	0.5	1	2
1%以上5%未満		3	4
5%以上10%未満	1	3	6
10%以上30%未満		4	8
30%以上	2	5	10

※影響を受けた給食数の割合＝(当該給食提供日において未提供、遅配又は一部未提供の給食数) / (実施給食数)

表 基準2：重大な事象が発生した場合

レベル	減額ポイント
レベル6：重大な問題が発生した場合	30
レベル7：非常に重大な問題が発生した場合	40

食中毒事故の発生の場合の減額ポイントは40ポイントとする。この場合、営業停止期間がともなう場合(当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が半期にまたがる場合を含む。)であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる半期について、一つの食中毒事故につき40ポイントを計上し、この減額ポイントは翌半期には繰り越されないものとする。

また、異物混入等による児童生徒等の疾病者発生の場合等における減額ポイントは30ポイントとする。この場合、当該事故の発生日が含まれる半期に、一つの事故につき30ポイントを計上し、この減額ポイントは翌半期には繰り越されないものとする。

イ 減額ポイントに応じた減額

サービスの対価の支払に際しては、当該半期の加算減額ポイントの合計を計算し、下記の計算式及び下表に従って、サービス対価の減額の有無及び金額を決定し、減額がある場合には当該支払期日の支払額を事業者へ通知する。当該半期に加算された減額ポイントは、当該期間におけるサービス対価の支払いについてのみ適用され、次の期間に持ち越されない。事業者は、減額について異議がある場合には、市に対し書面にて申し立てることができる。減額措置が決定した際に、すでに対象となる期間のサービス対価の支払いが行われている場合には、算定された減額分を次期のサービス対価より差し引く。

食中毒事故の発生の場合の下記算定式における未提供給食数は、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間の予定給食数の全数とし、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が半期にまたがる場合であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる半期

のみに計上する。

減額金額 = (当該半期のサービス対価 B) × 減額率 + (レベル 5 に該当する未提
供給食数 × 1 食当たりの変動料金の単価)

表 減額ポイントに応じた減額率の計算方法

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	0%にて固定※1	0%
5ポイント以上 10ポイント未満	5ポイントで減額率0.5%。さらに 5ポイントを超えて1ポイント増 えるごとに減額率0.5%増加	0.5%~2.5%
10ポイント以上 30ポイント未満	10ポイントで減額率3%。さらに 10ポイントを超えて、1ポイント 増えるごとに減額率1%増加	3%~22%
30ポイント以上 40ポイント未満	30ポイントで減額率23%。さらに 30ポイントを超えて、1ポイント 増えるごとに減額率1.5%増加	23%~36.5%
40ポイント以上	40%にて固定	40% (さらに当該半期分のサー ビス対価の支払停止※2)

※1 上表のサービス対価の減額率が0%であっても、「未提供給食数×1食当たりの変動
料金の単価」の減額を行うものとする。

※2 支払停止の措置が発生した場合、翌半期以降で初めて半期の合計減額ポイントが20ポ
イント以下となった半期分のサービス対価に、支払停止措置が発生した半期の減額措置
後のサービス対価を加算して支払う。

ウ 合計減額ポイントの連続発生に伴う支払い停止

2 半期連続して合計減額ポイントが 21 以上となった場合の措置

- ① 市は、上記(2)に掲げるサービス対価減額の措置に加え、当該連続する2期目の
半期のサービス対価の事業者に対する支払いを停止する。
- ② ①で支払いが停止された後、翌半期以降で初めて半期の合計減額ポイントが 20 ポ
イント以下となった期に、当該半期分のサービス対価を支払う。
- ③ 更に、支払停止措置により支払いが停止された減額の措置後のサービス対価を加
算して支払う。